

防災指針について（概要）

立地適正化計画の変更について

(1) 今回の変更のポイント

①中間評価の実施

【見直しの背景】

本計画において、おおむね5年ごとに分析等を行い、必要がある場合は見直しを行うこととしており、平成29年度に策定し令和5年度末で策定から6年たつこととなるため。

【実施内容】

数値目標の中間評価、立地動向及び施策の実施状況を整理し誘導施設・誘導施策の見直しを検討する。

②防災指針の作成

【見直しの背景】

令和2年9月の改正都市再生特別措置法の施行により、安全なまちづくりの推進に向け、新たに立地適正化計画の項目として防災指針を位置付けることとなったため。

【実施内容】

上位計画と整合を図りながら、地域ごとに既存の災害リスク及び対応方針を整理する。

③老朽化した都市インフラの計画的改修

【見直しの背景】

令和2年9月の改正都市再生特別措置法の施行により、老朽化した都市インフラの計画的改修を立地適正化計画に記載することで、都市計画事業の認可とみなす新たな制度が創設され、個別に認可を取得しなくても、老朽化の更新に都市計画税を充当することが可能となったため。

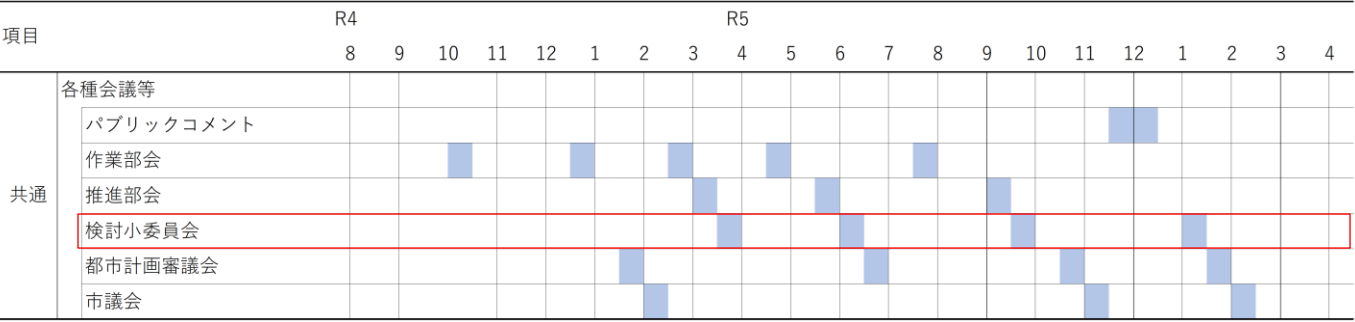
【実施内容】

担当課の要望に基づき、老朽化した都市インフラの分析を行い、更新計画を計画に位置付ける。

今後の予定

計画の変更に向けた今後の予定は下図のとおりです。

【図 今後の予定】



防災指針の概要

(1) 防災指針の作成の背景

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国においては改正都市再生特別措置法が施行（2020年（令和2年）9月）され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や立地適正化計画の強化（防災を主流化）などが盛り込まれるなど、防災まちづくりに向けた動きが進んでいます。

また、本市においても、春日井市都市計画マスタープランの都市づくりの目標として「目標5 災害に強いまちづくり」を掲げており、自然災害の被害の軽減に向けた都市基盤の整備や災害時の安全の確保に向けた防災機能の向上を目指すことを位置付けています。

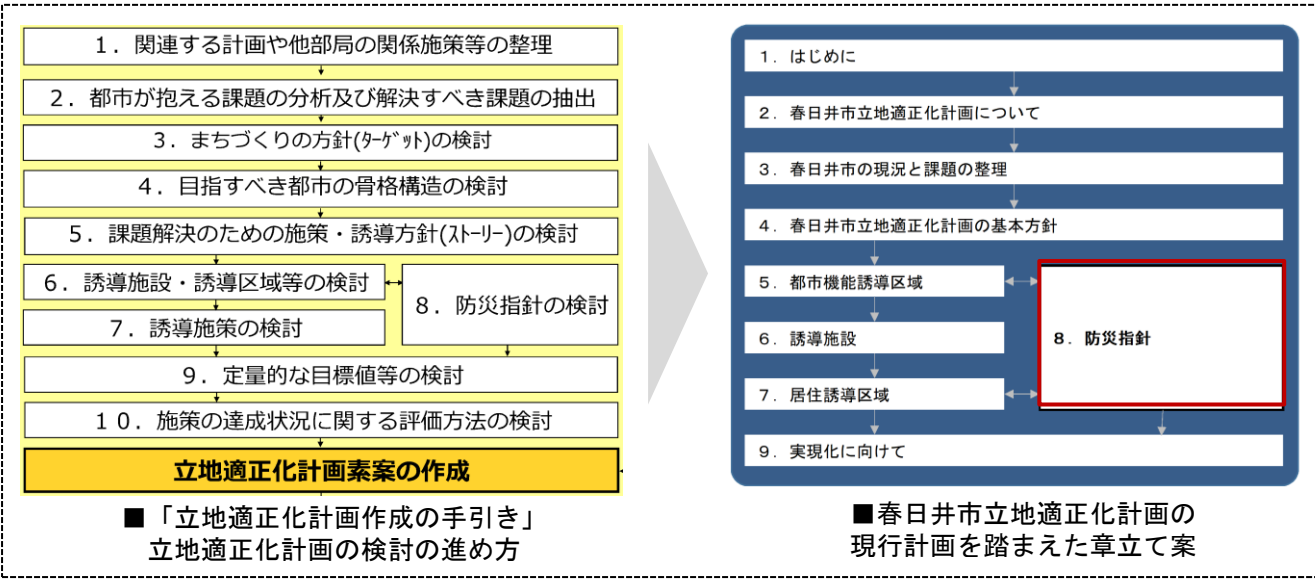
このような背景を踏まえ、春日井市立地適正化計画では、災害リスクを適切に捉え、ハードとソフトの両輪で対策を講じることで、コンパクトで安全な居住地の形成を推進するため、防災指針をとりまとめます。

※水災害とは、水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害を指す

(2) 防災指針の概要

防災指針は、立地適正化計画で位置付ける誘導区域に居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。防災指針では、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせること等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、災害リスクを分析し、本市が抱える防災上の課題を整理します。また、河川改修などのハード対策や早期避難の呼びかけ、災害ハザード情報の提供・共有化などのソフト対策などから災害に強いまちづくりを推進するための分野横断的な取り組みと、各取り組みによる目標値を明示するものです。

参考：防災指針の概要（改正都市再生特別措置法の施行（令和2年9月）により新たに位置付け）



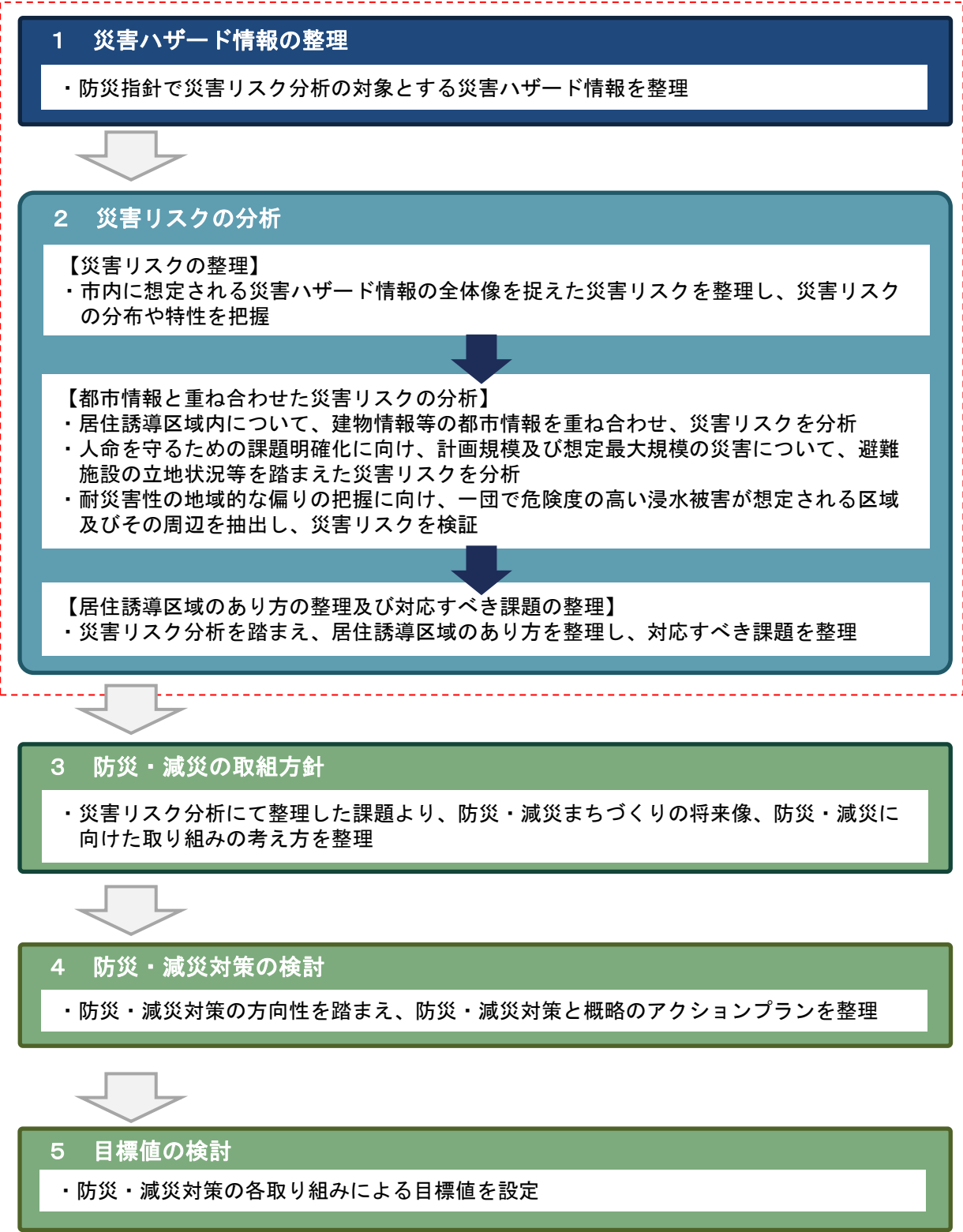
【「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）における防災指針に関する記述】

■コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要です。

(3) 防災指針の検討の流れ

以下のフローに基づいて防災指針を検討します。

【図 防災指針の検討の流れ】



本日の資料提示範囲

1 災害ハザード情報の整理

(1) 災害リスクの分析の対象とする災害ハザード情報の整理

本市で想定される災害ハザード情報のうち、下表の水災害を分析の対象とします。対象とする災害ハザード情報の概要を以下に整理します。

高潮、津波に関する災害ハザード情報は本市に想定されていないため、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め検討することが困難であるため、災害リスクの分析の対象としません。また、大規模盛土造成地は本市内に指定されているものの、国の大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインに基づく調査の結果、所定の安全性が確認されていることから、分析の対象としません。

【表 災害リスクの分析の対象とする災害ハザード情報】

災害の種類	対象とする災害ハザード情報
①洪水	・浸水深（想定最大規模（L2）、計画規模（L1））
	・浸水継続時間（想定最大規模（L2））
	・家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模（L2））
②雨水出水	・浸水深（想定最大規模（L2））
③土砂災害	・土砂災害特別警戒区域
	・土砂災害警戒区域
	・急傾斜地崩壊危険区域

2 災害リスクの分析

(1) 災害リスクの分析の考え方

防災・減災の対策の検討に向け、災害ハザード情報によって想定されるリスクを分析します。

災害リスクについては、単に被害の大小だけでなく、発生確率も考慮する必要があります。

災害リスクの分析では、市内に想定される災害ハザード情報の全体像を捉えた災害リスクを整理し、災害リスクの分布や特性を把握するとともに、居住誘導区域内における災害リスクが想定される区域について、建物情報等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクが想定される面積、住宅棟数及び人口を算出します。

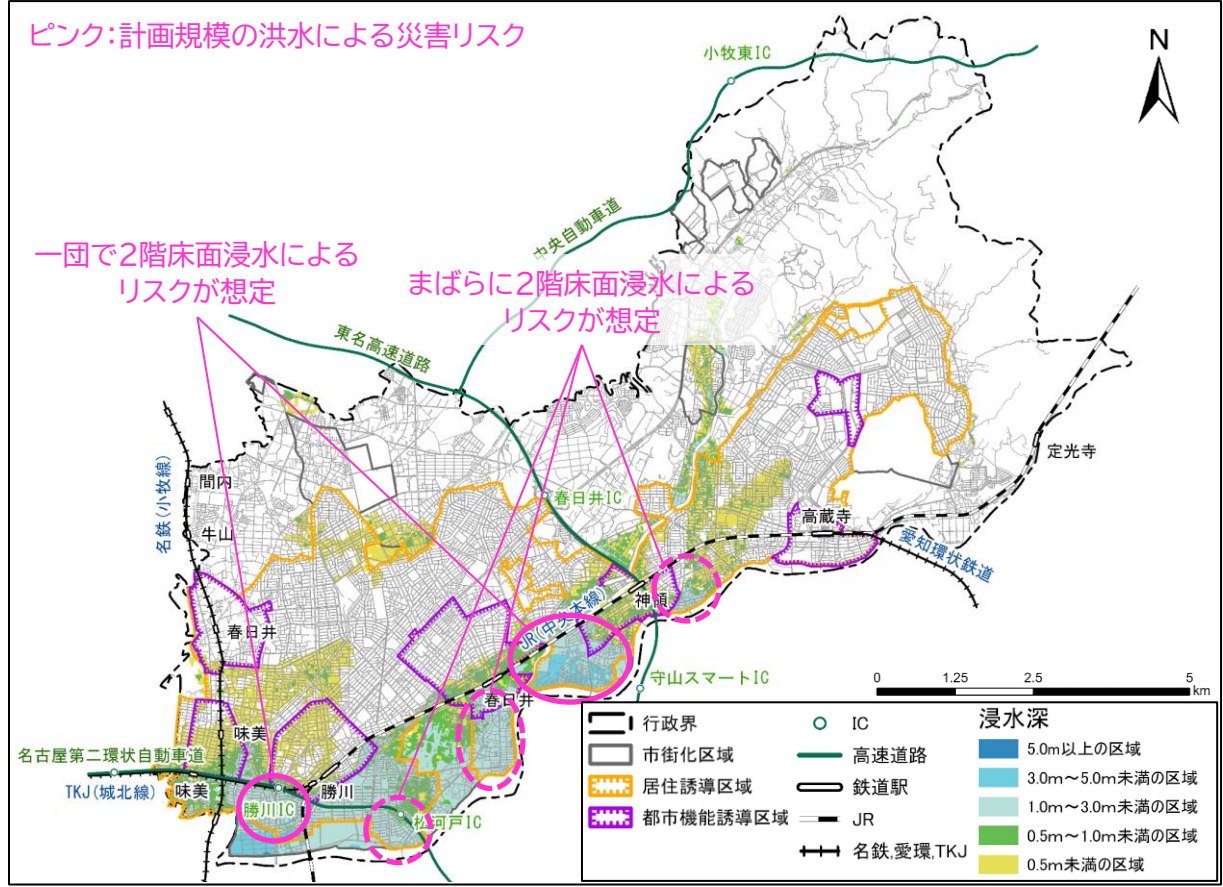
また、人命を守るための課題明確化に向け、計画規模及び想定最大規模の災害について、避難施設の立地状況等を踏まえた災害リスクの分析を行います。

さらに、耐災害性の地域的な偏りの把握に向け、一団で危険度の高い浸水被害が想定される区域及びその周辺を抽出し、災害リスクを検証します。

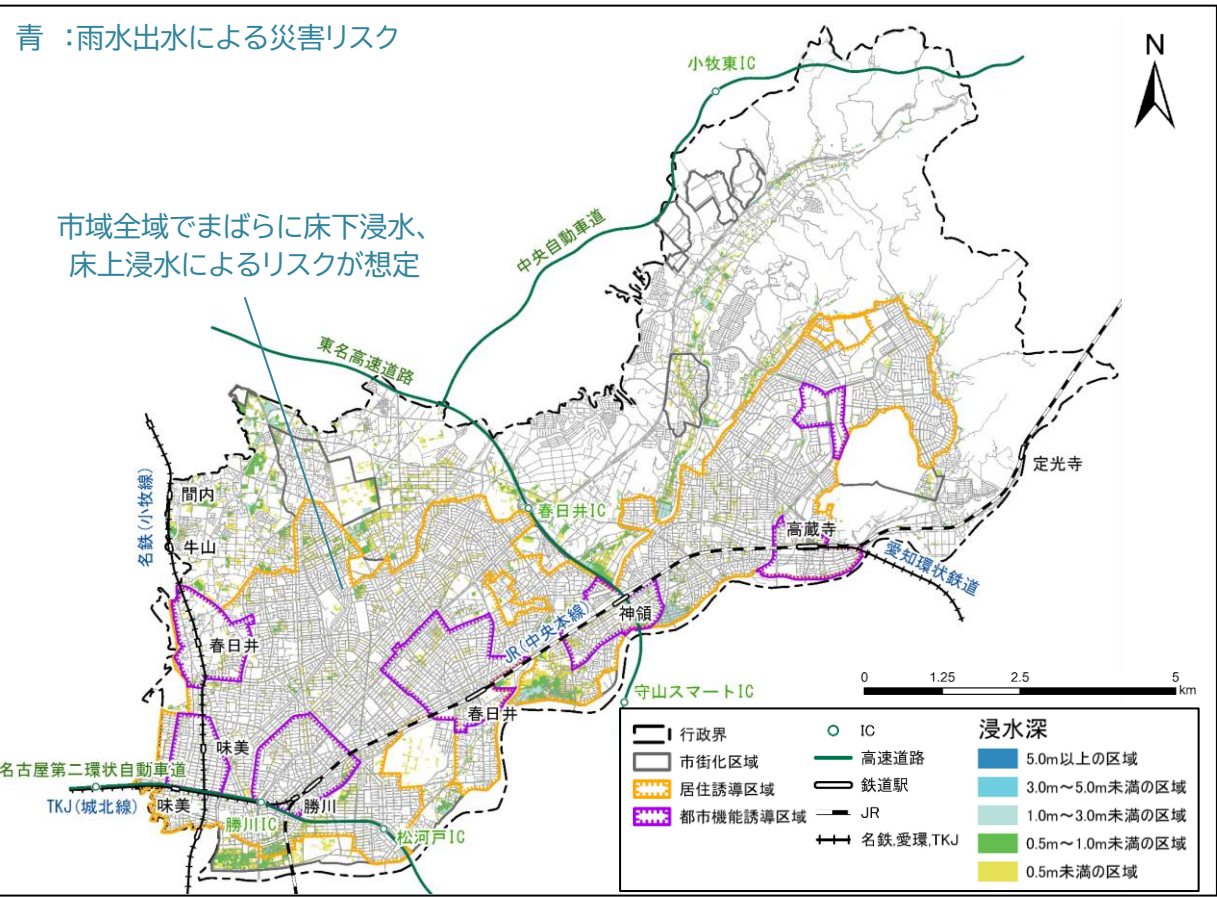
これらの災害リスク分析を踏まえ、居住誘導区域のあり方を整理し、対応すべき課題の整理を行います。

(2) 災害リスクの整理

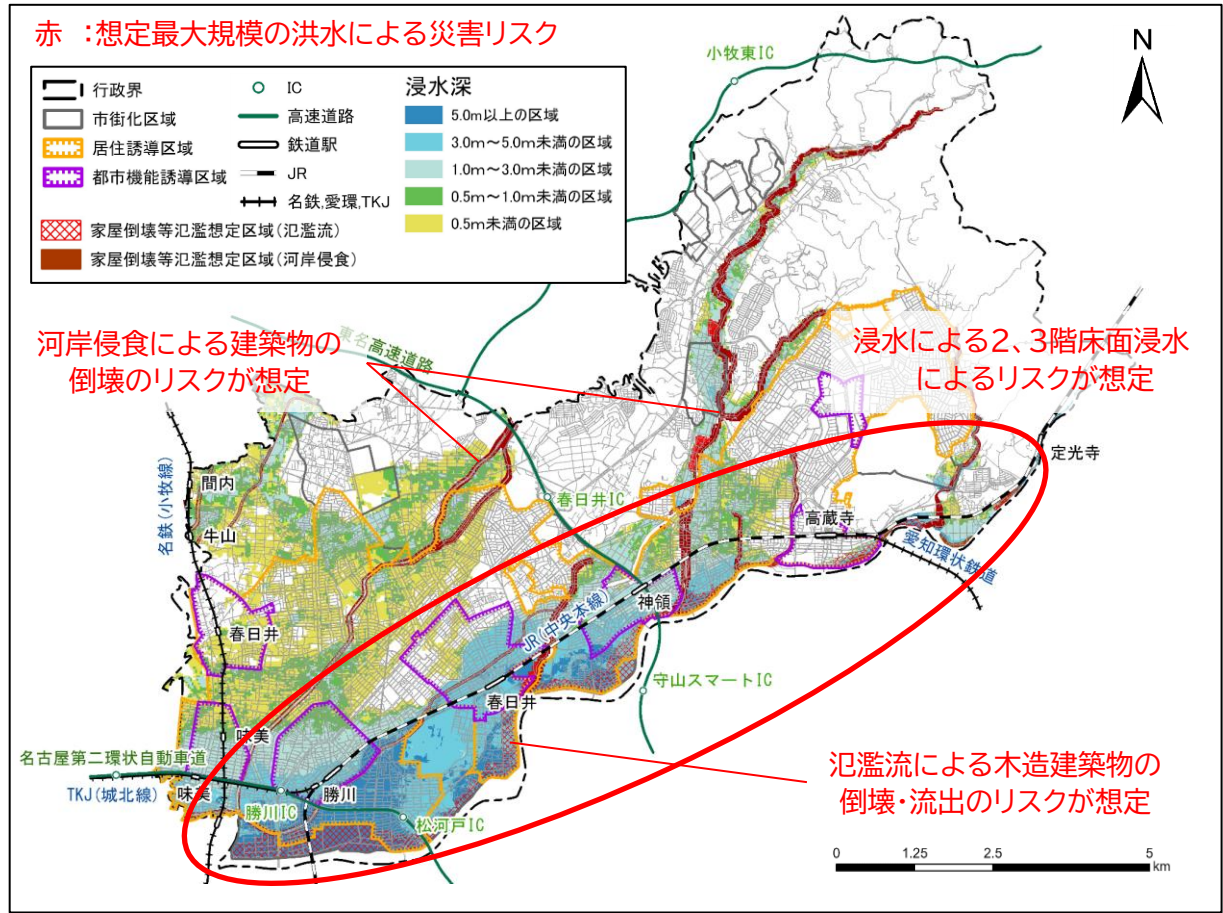
【図 計画規模の洪水による災害リスク（洪水浸水想定区域図、浸水予想図合成図）】



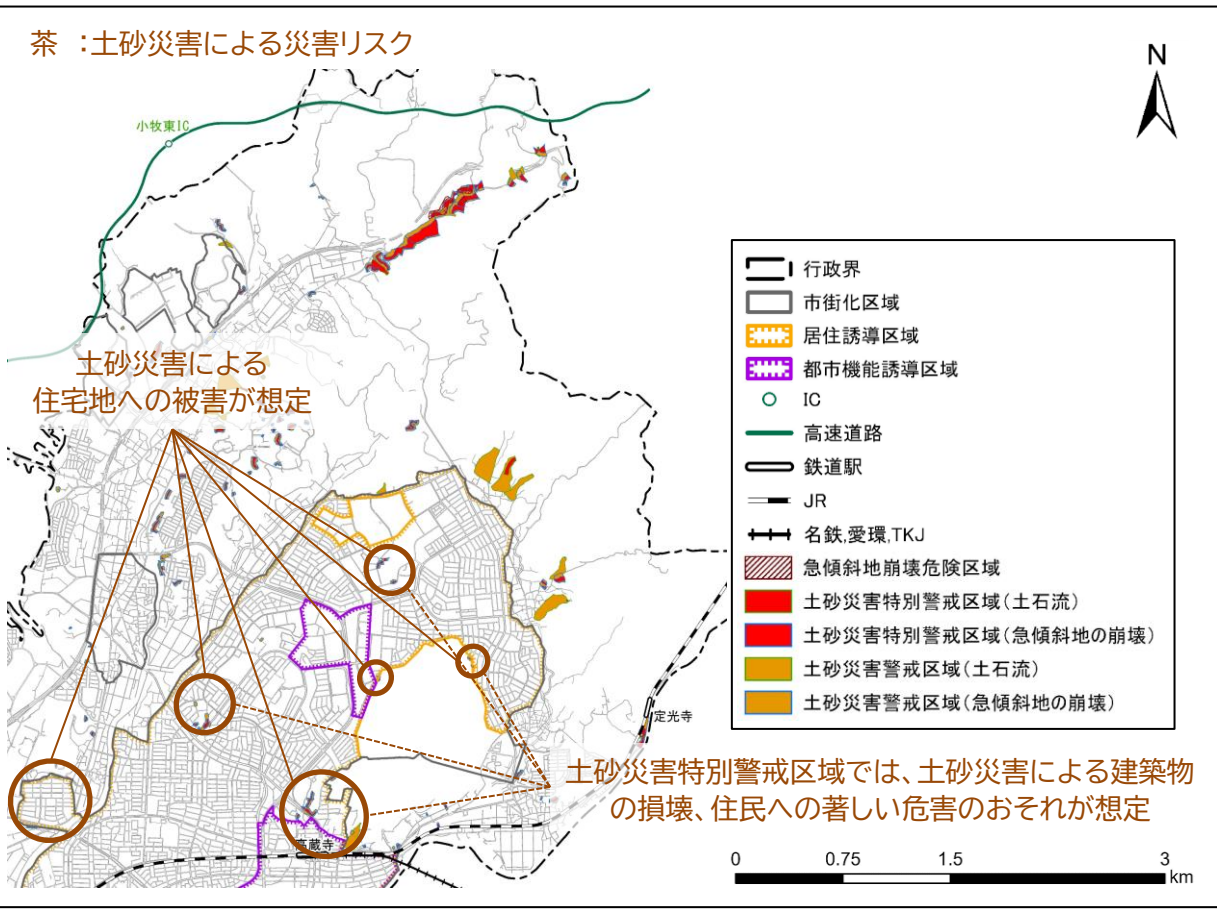
【図 雨水出水による災害リスク（雨水出水浸水想定区域図）】



【図 想定最大規模の洪水による災害リスク（洪水浸水想定区域図、浸水予想図合成図）】



【図 土砂災害による災害リスク（土砂災害警戒区域・特別警戒区域図、急傾斜地崩壊危険区域図）】



(3) 都市情報と重ね合わせた災害リスクの分析

① 居住誘導区域における災害リスクの分析

前述にて整理した災害リスクの整理を踏まえ、居住誘導区域内における災害リスクが想定される区域について、建物情報等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクが想定される面積、住宅棟数、人口を下表に整理します。

居住誘導区域内の46.87%の区域において、いずれかの災害リスクが想定されています。本市は居住誘導区域の広い範囲で土地区画整理事業を実施しているなど、市街化が形成されており、居住誘導区域内の住宅の50.99%、人口の52.91%にいずれかの災害リスクが想定されています。

【表 居住誘導区域内の災害リスクが想定される区域の数値整理の案（40 ㎡以上住居対象）】

		面積（ha）	住宅棟数（棟）	人口（人）
居住誘導区域全域		3,892.80ha	69,719 棟	256,343 人
洪水	床上以上の浸水	1,725.55ha (44.33%)	32,042 棟 (45.96%)	121,353 人 (47.34%)
	2 階床面以上の浸水	828.25ha (21.28%)	15,242 棟 (21.86%)	61,175 人 (23.86%)
	家屋倒壊等	270.25ha (6.94%)	4,692 棟 (6.73%)	15,965 人 (6.23%)
雨水出水	床上以上の浸水	139.89ha (3.59%)	2,902 棟 (4.16%)	11,317 人 (4.41%)
	2 階床面以上の浸水	1.40ha (0.04%)	13 棟 (0.02%)	33 人 (0.01%)
土砂災害		3.50ha (0.09%)	60 棟 (0.09%)	635 人 (0.25%)
いずれかの災害リスクが 想定される区域		1,824.71ha (46.87%)	35,549 棟 (50.99%)	135,630 人 (52.91%)

上表の数値はGISによる算出値、下段の割合は居住誘導区域内の総数に対する割合

【40 ㎡以上住居を対象とする理由及び根拠】

建物情報として用いる都市計画基礎調査では、カーポートや倉庫等も住居として扱う場合があり、居住者が想定されない建物を除外するため、国土交通省の住生活基本計画において、単身者の都市住居型誘導居住面積水準[※]とされている 40 ㎡を基準とし、建物を抽出しています。

※豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

② 居住誘導区域における避難受入可能状況の分析

人命を守るための課題明確化に向け、居住誘導区域における垂直避難が困難な人口について、避難施設の立地状況等を踏まえた受入可能状況を分析します。

想定最大規模の洪水等の災害では、居住誘導区域における垂直避難が困難な人口は約54,000人であるのに対し、想定最大規模の浸水を考慮した居住誘導区域内の指定一般避難所の受入可能人数は約22,000人となっており、垂直避難が困難な人口が多く、居住誘導区域内の指定一般避難所で受け入れることは困難と考えられます。また、市内全域の指定一般避難所の受入可能人数は約27,000人となっていることから、市内全域の指定一般避難所であっても受け入れることは困難と考えられます。

想定最大規模の洪水等の災害よりも発生確率が高い計画規模の洪水等の災害では、垂直避難が困難となる人口は約5,000人存在しており、計画規模の浸水を想定した居住誘導区域内の指定一般避難所の受入可能人数は約26,000人であることから、これらのより頻繁に大きな浸水被害を受けると考えられる住民については、居住誘導区域内の指定一般避難所で受け入れることが可能と考えられます。

【垂直避難困難の定義】

●L2 洪水浸水想定区域、L2 浸水予想及び、その他災害リスクに基づく定義

・L2 洪水浸水想定区域、L2 浸水予想、雨水出水浸水想定区域において、3.0m 以上の浸水が想定される区域内の 2 階建て以下の住宅及び 0.5m 以上の浸水が想定される区域内の平屋建ての住宅

・家屋浸水想定区域、浸水予想における家屋倒壊等氾濫想定区域内の住宅

・土砂災害警戒区域からレッドゾーンである急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を除いた区域内の住宅

●L1 洪水浸水想定区域、L1 浸水予想及び、その他災害リスクに基づく定義

・L1 洪水浸水想定区域、L1 浸水予想において、3.0m 以上の浸水が想定される区域内の 2 階建て以下の住宅及び 0.5m 以上の浸水が想定される区域内の平屋建ての住宅

・土砂災害警戒区域からレッドゾーンである急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を除いた区域内の住宅

【表 居住誘導区域における垂直避難が困難な人口の整理（40 ㎡以上住居対象）】

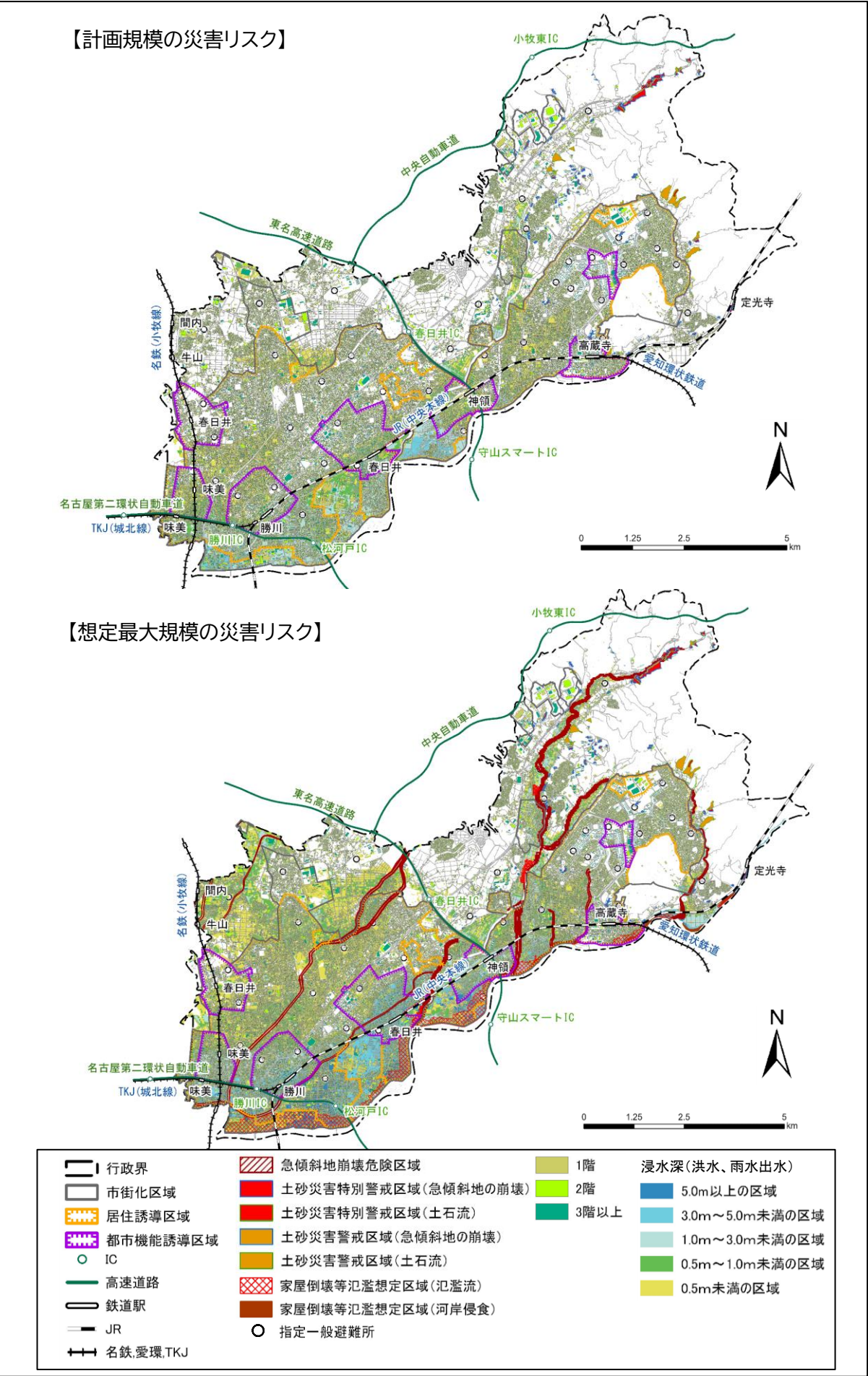
垂直避難が困難な人口 ^{※1}	L2 洪水浸水想定区域、L2 浸水予想及び、 その他災害リスク	54,379 人
	L1 洪水浸水想定区域、L1 浸水予想及び、 その他災害リスク ^{※2}	5,331 人

※1 垂直避難が困難な人口は GIS による算出値
※2 家屋倒壊等氾濫想定区域、雨水出水浸水想定区域は想定最大規模（L2）の降雨に基づく想定であるため、計画規模（L1）の降雨では対象外となる。

【表 春日井市の指定一般避難所の受入可能状況】

	避難スペース			受入可能人数（一時）		
	平時	L1	L2	平時	L1	L2
市内全域	63,780 ㎡	63,222 ㎡	54,752 ㎡	31,937 人	31,433 人	27,209 人
居住誘導区域	53,455 ㎡	52,447 ㎡	44,572 ㎡	26,579 人	26,075 人	22,148 人

【図 災害リスクと建物階数】



(4) 危険度の高い浸水被害が想定される区域における災害リスクの検証

①検証の考え方

前述のとおり、居住誘導区域における避難受入可能状況について、想定最大規模の災害による垂直避難が困難な人口は、居住誘導区域内及び市内の指定一般避難所で受け入れることが困難と考えられることが確認されました。一方で、計画規模の災害による垂直避難が困難な人口は、居住誘導区域内の指定一般避難所で受け入れることが可能と数値上では整理されました。しかし、浸水被害は地盤高や土地の排水能力などの要因により、その被害に地域的な偏りが想定されることから、垂直避難が困難な人口の分布においても地域的な偏りが懸念されます。

そのため、耐災害性の地域的な偏りの把握に向け、計画規模の災害における、危険度の高い浸水被害が想定される区域を抽出し、垂直避難が困難となる人口について、付近の指定一般避難所の受入可能人数との許容量の検証が必要と考えられます。

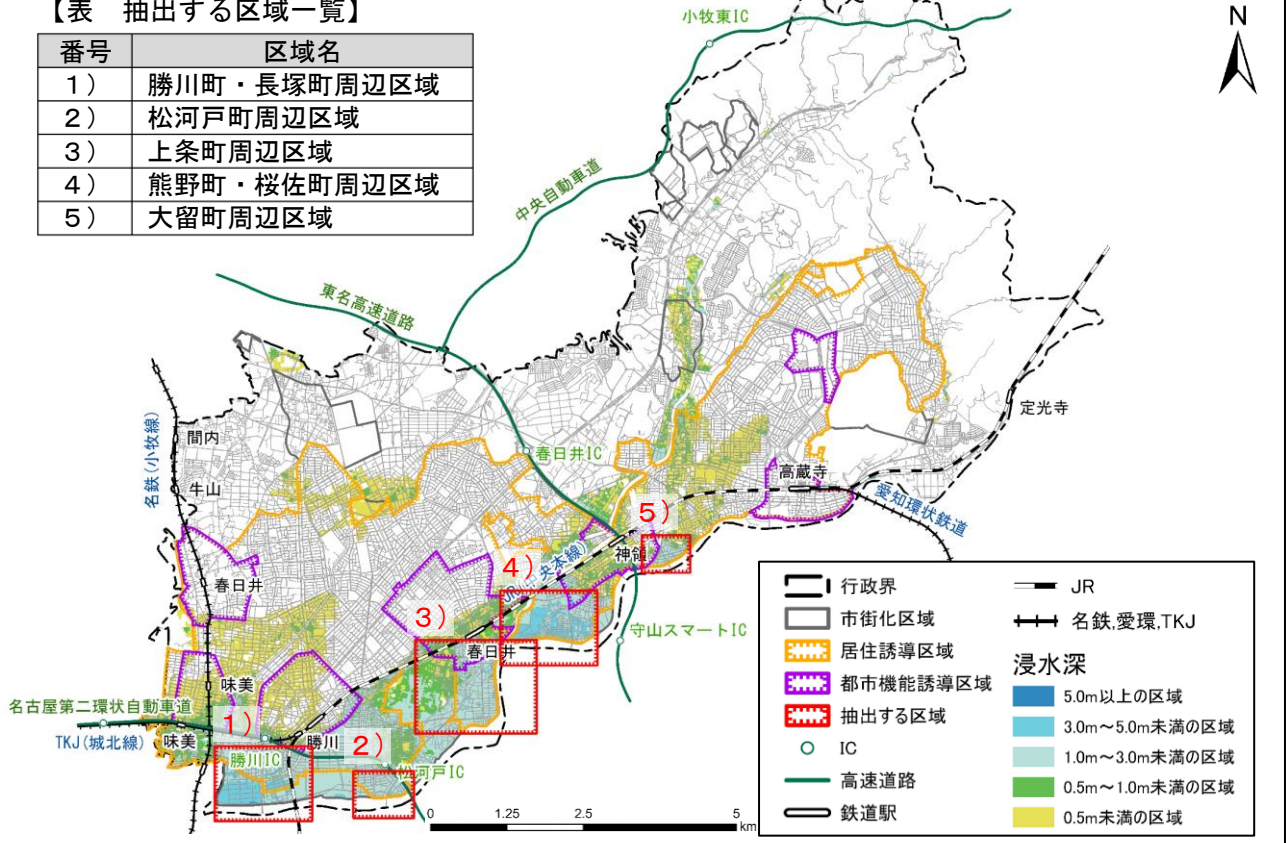
検証にあたっては、計画規模の災害において、一団で危険度の高い浸水被害(浸水深3.0m以上)が想定される区域及びその周辺を抽出し、避難施設の立地状況や避難施設の浸水状況を踏まえた整理を行います。

【図 抽出する区域図】

対象：洪水浸水想定区域図(計画規模)・浸水予想図(計画規模)合成図

【表 抽出する区域一覧】

番号	区域名
1)	勝川町・長塚町周辺区域
2)	松河戸町周辺区域
3)	上条町周辺区域
4)	熊野町・桜佐町周辺区域
5)	大留町周辺区域



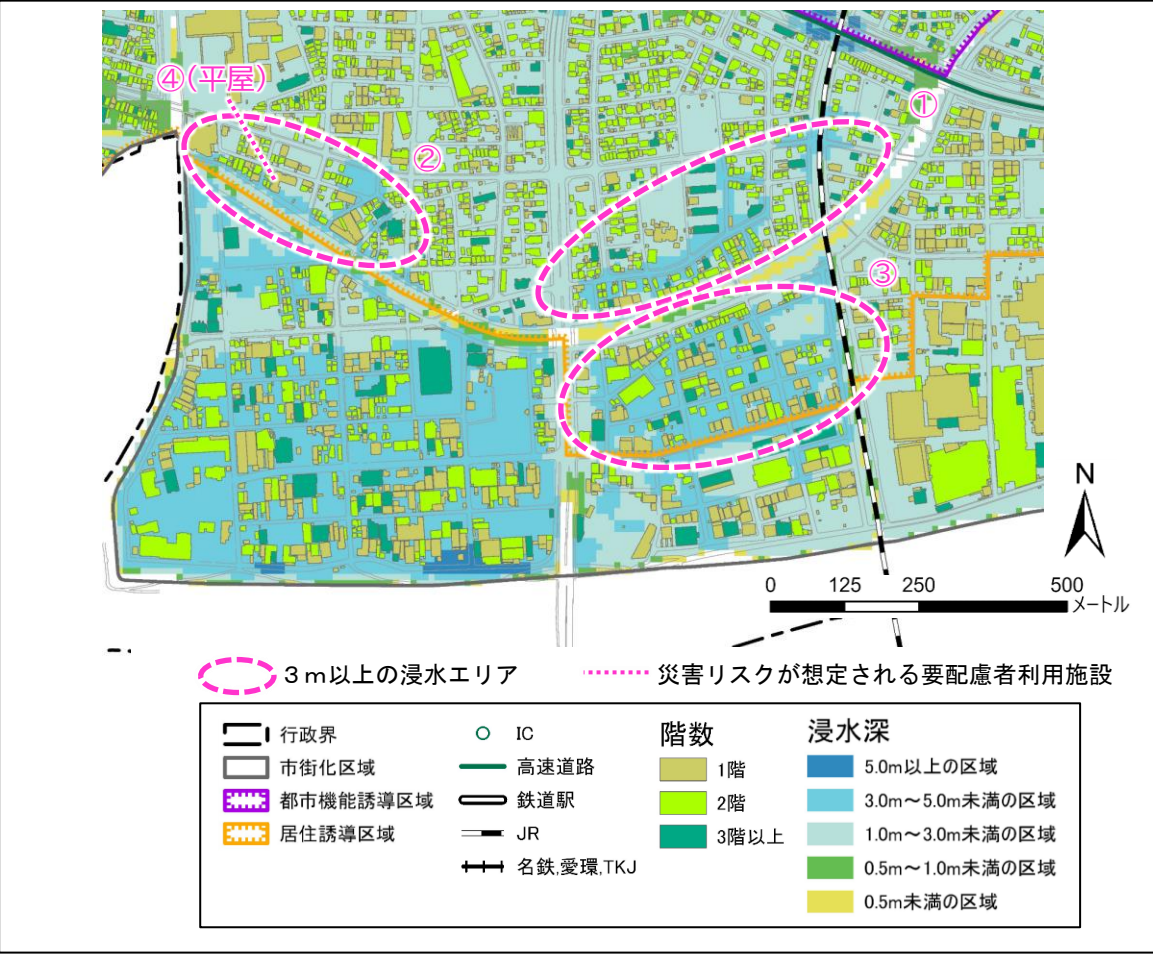
資料：庄内川河川事務所 洪水浸水想定区域図、愛知県 浸水予想図

②区域別の災害リスクの検証

抽出した5区域について、区域別に災害リスクを検証します。

1) 勝川町・長塚町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 勝川町・長塚町周辺区域の数値整理】

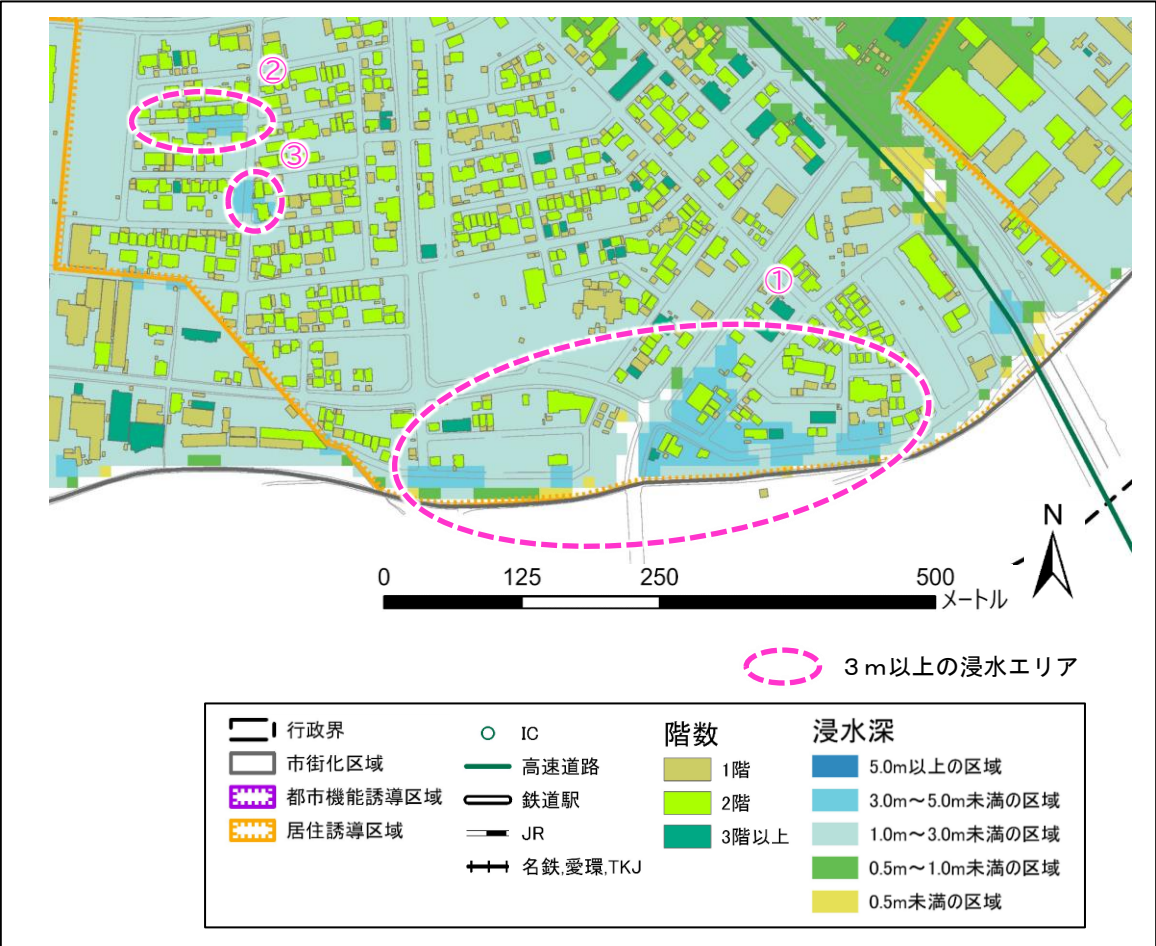
居住誘導区域内の住宅棟数	1,703 棟
居住誘導区域内の人口	4,547 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	142 棟 (8.34%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	321 人 (7.06%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	9,099 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,503 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	7.13%

2) 松河戸町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 松河戸町周辺区域の数値整理】

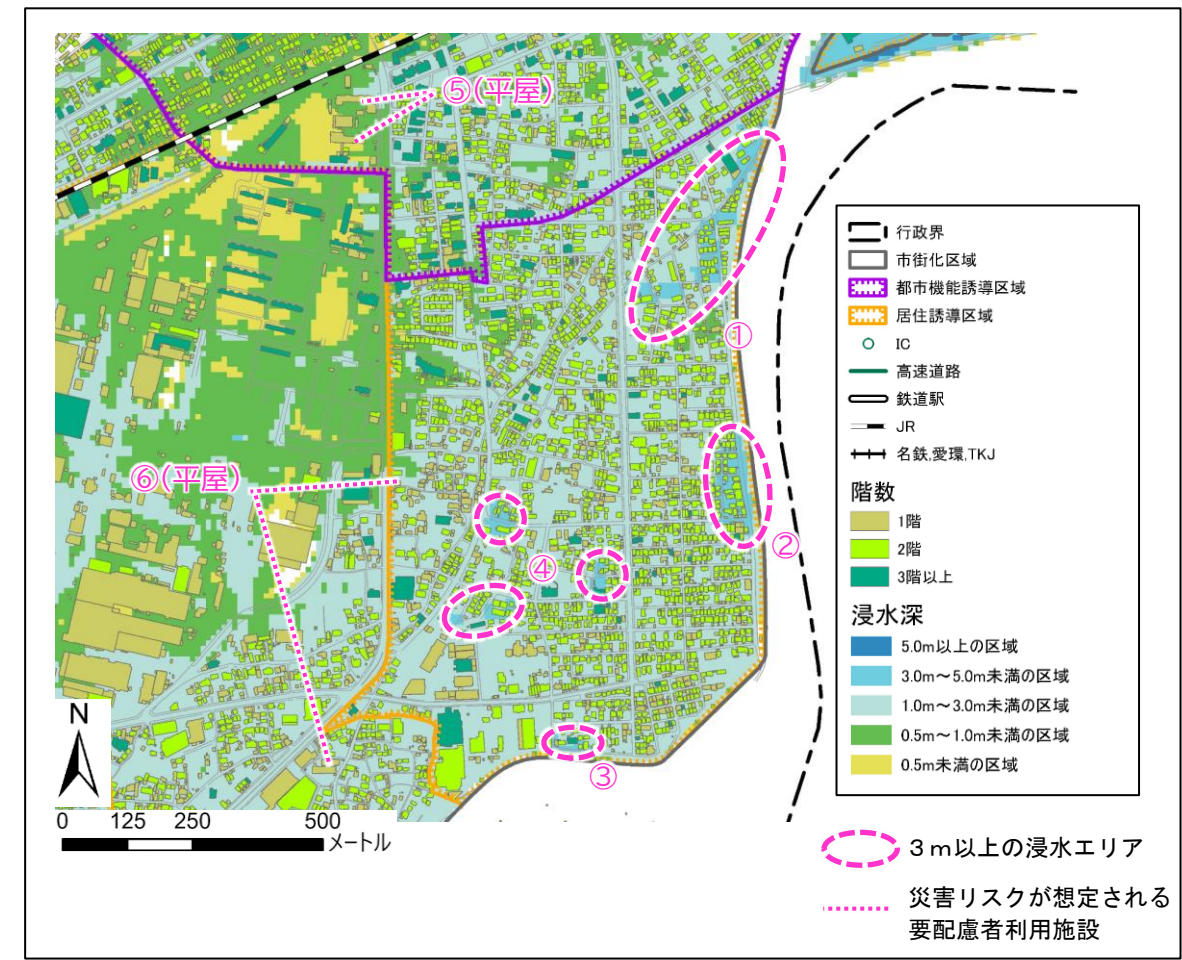
居住誘導区域内の住宅棟数	576 棟
居住誘導区域内の人口	1,771 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	5 棟 (0.87%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	15 人 (0.85%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	2,946 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	1,456 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	1.03%

3) 上条町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 上条町周辺区域の数値整理】

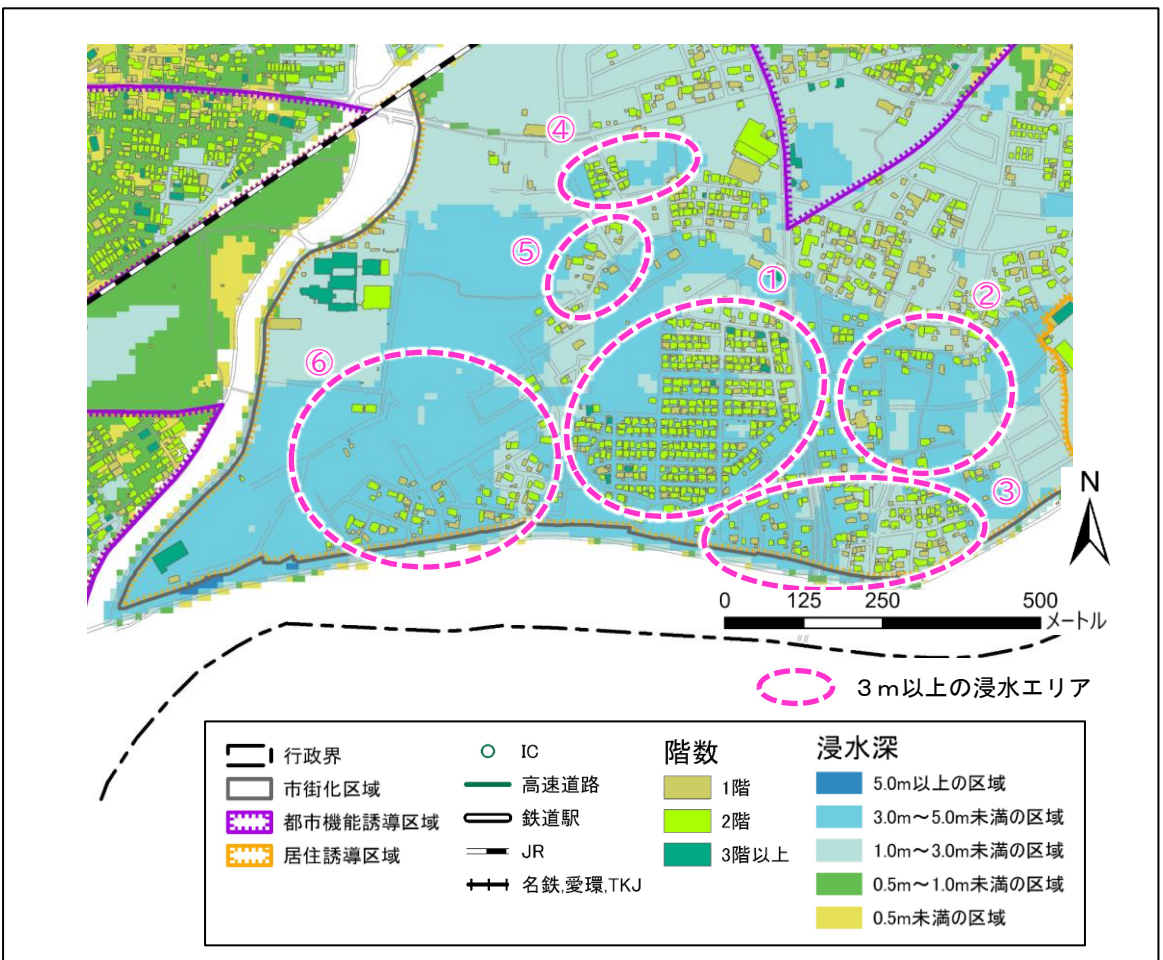
居住誘導区域内の住宅棟数	3,995 棟
居住誘導区域内の人口	10,239 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	116 棟 (2.90%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	228 人 (2.23%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	8,064 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,008 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	5.69%

4) 熊野町・桜佐町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 熊野町・桜佐町周辺区域の数値整理】

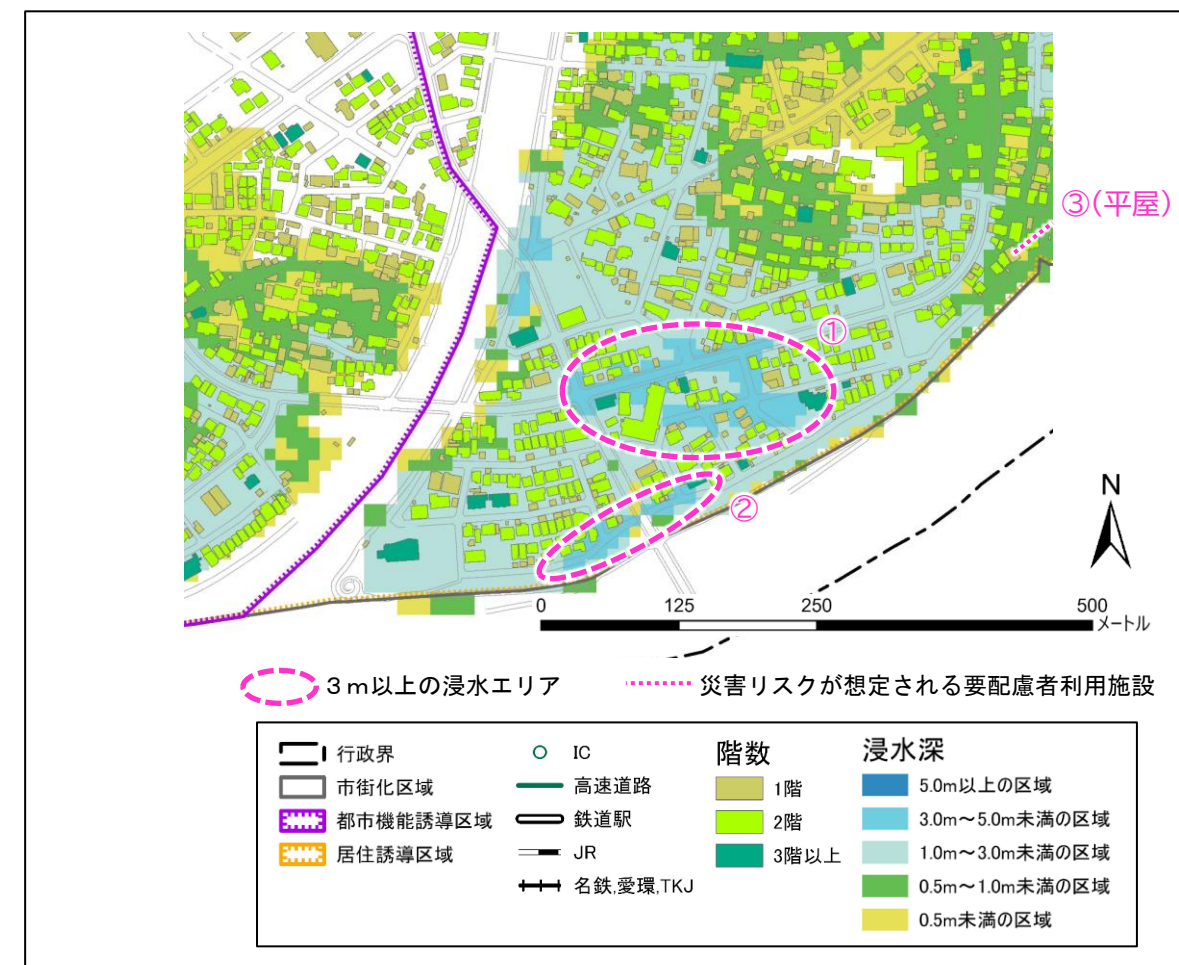
居住誘導区域内の住宅棟数	2,333 棟
居住誘導区域内の人口	3,230 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	677 棟 (29.02%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	752 人 (23.28%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	8,917 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,442 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	16.93%

5) 大留町周辺区域

【図 災害リスク検証（建物階数）】



【表 大留町周辺区域の数値整理案】

居住誘導区域内の住宅棟数	1,042 棟
居住誘導区域内の人口	2,211 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な住宅棟数	14 棟 (1.34%)
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口	25 人 (1.13%)

【表 付近の指定一般避難所の受入可能状況】

付近の指定一般避難所の避難スペース	8,221 m ²
付近の指定一般避難所の受入可能人数（一時）	4,105 人
居住誘導区域内の垂直避難が困難な人口が占める割合	0.61%

(5) 居住誘導区域のあり方の整理及び対応すべき課題の整理

① 居住誘導区域のあり方の整理

災害リスク分析の結果より、都市構造上の核となるJR中央本線の鉄道駅周辺をはじめ多くの既成市街地において、洪水等により被害が発生する状況となっています。また、市東部の丘陵地内に開発された高蔵寺ニュータウン周辺においては、一部で土砂災害のリスクがあり、建築物の構造規制等を定めている区域も分布しています。数値的な整理においても、居住誘導区域内の46.87%の区域、50.99%の住宅、52.91%の人口において、いずれかの災害リスクが想定されている状況です。

一方で、居住誘導区域内で多くの土地区画整理事業を実施しているなど、広い範囲で市街地が形成されており、これら災害リスクが想定される区域を居住誘導区域から全て除き、新たに郊外に市街地を形成していくことは現実的に困難と考えられます。また、このような災害リスクを有するエリアは、これまで計画的に都市基盤を形成してきており、今後、本市が持続可能な維持・発展を進めていくために維持していくべき重要なエリアでもあります。

こうした本市の特性を踏まえ、今後も持続可能な都市を形成していくためには、これまでに形成されてきた市街地を活かしつつ、市民等の命・生活を守るための防災・減災の取り組みを進めることで、居住誘導区域を維持する方針とします。

② 対応すべき課題の整理

災害リスク分析及び居住誘導区域のあり方整理を踏まえ、以下の課題に対応することが必要です。

【表 対応すべき課題のまとめ】

災害	想定される災害リスクを踏まえた課題
洪水	◆計画的な河川改修や流域での治水対策の促進等による洪水の発生抑制が必要です。 ◆自主的で適切な避難行動の促進や安全な避難環境の整備等のリスク軽減策の検討が必要です。 ◆床下浸水、床上浸水によるリスクが想定される区域では、各戸への浸水防止対策等による垂直避難も含めた住民等の安全の確保も必要です。 ◆想定最大規模の洪水による災害リスクに対し、垂直避難が困難となるリスクが想定される住民が避難できる許容量は確保されていない状況となっており、他の市町村への広域避難等の体制の構築が必要です。 ◆計画規模の洪水による災害リスクに対し、一団での被害が想定される区域では、住民等の自主的で適切な避難行動の促進等の安全確保に向けた対応が必要です。 ◆床上浸水や2階床面の浸水によって、垂直避難が困難な要配慮者利用施設が立地しており、避難確保計画の作成促進等の利用者等の安全確保に向けた対応が必要です。
雨水出水	◆床下浸水、床上浸水によるリスクが想定される区域では、各戸への浸水防止対策等による垂直避難も含めた住民等の安全の確保が必要です。 ◆道路冠水によるリスクが想定される区域では、冠水による事故等を防ぐための対策が必要です。
土砂災害	◆土砂災害特別警戒区域は引き続き居住誘導区域外とし、住居等の立地を抑制するための対策が必要です。 ◆土砂災害警戒区域は災害リスクを有する区域として、住宅地や住民への被害を防ぐための対策が必要です。

3 (参考) 防災・減災の取組方針 (素案)

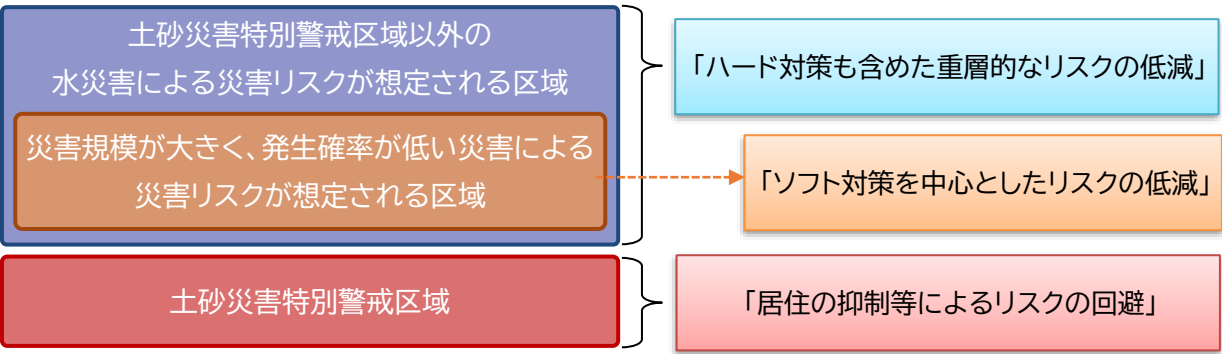
(1) 防災・減災に向けた取り組みの考え方

本市では、災害リスクを有する区域も含め、これまでの市街地を維持していく方針としたうえで、将来像のとおり柔軟性の高いまちづくりの実現に向け、ハード対策やソフト対策を組み合わせることによって、災害リスクの低減を図ります。

中でも、災害規模が大きく、発生確率が低い想定最大規模の洪水等による災害リスクに対しては、ハード対策で防ぎきることが困難なため、生命・身体を守る行動をとるためのソフト対策を中心とした災害リスクの低減を図ります。

なお、土砂災害特別警戒区域は建築物の構造規制等を定めている区域のため、居住誘導区域から除いており、居住等を誘導・制限することで、災害リスクの回避を図ります。

また、国や愛知県、周辺市町村等の関係機関と連携を図りながら防災・減災に向けた取り組みを進めます。



4 (参考) 防災・減災対策の検討 (素案)

【実施主体及び取組スケジュール (イメージ)】

防災・減災に向けた取り組み		実施主体	取組スケジュール		
			短期	中期	長期
災害の発生を抑制する取り組み	計画的な河川改修	愛知県、春日井市 庄内川河川事務所	→	→	→
	河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	愛知県、春日井市 庄内川河川事務所	→	→	→
	流出抑制対策の推進	愛知県、春日井市	→	→	→
	雨水ポンプの整備・機能強化	愛知県、春日井市	→	→	→
	雨水排水網の新設・増強	愛知県、春日井市	→	→	→
被害を軽減する取り組み	交通施設等における脆弱性の解消	春日井市	→	→	
	災害リスクの事前周知	愛知県、春日井市	→	→	→
	避難場所・避難路の確保、整備等	愛知県、春日井市	→	→	→
	迅速な避難を促す情報伝達手段・伝達体制の確保	愛知県、春日井市	→	→	→
	ハザードマップ等の更新・配布	春日井市	→		
	自主的で適切な避難行動の促進	愛知県、春日井市	→	→	→
	要配慮者の安全確保	愛知県、春日井市	→	→	→
	各戸への浸水防止対策	春日井市	→	→	→
被災後の安心できる生活の確保	関係機関との連携強化	愛知県、春日井市	→	→	→
	避難所における良好な生活環境の確保等	愛知県、春日井市	→	→	→